

入学おめでとうございます

入学を迎えられる皆さん、おめでとうございます。

入学式は、各小学校ともに4月6日(木)です。皆さん元気よく入学式を迎えてください。

新入学児は36人

訓子府小学校 32人
居武士小学校 4人
※令和5年1月末現在



奨学資金を貸し付け

令和5年度に学校に入学、または在学している方を対象に、奨学資金の貸し付けを行います。

○申込み

3月31日(金)までに教育委員会管理課へ

※貸し付けは、保護者が訓子府町在住であることが条件となります。

	学 校	貸付月額	修学年限	償還期間
高等学校	全日制	15,000円	3年	6年
	定時制	15,000円	4年	8年
高等専門学校	第1～第3学年	15,000円	3年	9年
	第4～第5学年	30,000円	2年	
専修学校	高等課程	15,000円	3年	6年
	専門課程	30,000円	2年	5年
大 学	短期大学	30,000円	2年	5年
	大学	30,000円	4年	10年

■問合せ 管理課 (☎ 47-2122 役場2階 窓口14番)

わたしたちの国民年金

こんなときには届け出が必要です

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満の全ての方が加入しなければなりません。

届け出は加入するときのほか、扶養から外れるなど被保険者の種別が変わったときにも必要です。届け出をしなかった場合、将来受け取る年金額が少なくなったり、受け取れなくなる場合もありますので、忘れずに届け出をしましょう。

■被保険者の種別

- 第1号被保険者 自営業者、農業従事者、学生、フリーター、無職など
- 第2号被保険者 厚生年金の加入者である会社員、公務員など
- 第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者(収入額が一定額を超えない方)

■問合せ

- ・北見年金事務所 (☎ 25-8703)
- ・町民課戸籍年金係 (☎ 47-2203)

保険料納付は便利な口座振替で

こんなとき	被保険者の種別	届出先
20歳になった今まで年金制度に加入していない方で、2週間以上過ぎても日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」などの通知が届かないとき	未加入→第1号	役場町民課窓口
会社員などと結婚をして、その配偶者に扶養されるようになったとき	第1号→第3号	配偶者の勤務先
会社などを退職し、自営業者や無職、学生などになったとき	第2号→第1号	役場町民課窓口
会社などを退職し、会社員である配偶者に扶養されるようになったとき	第2号→第3号	配偶者の勤務先
配偶者に扶養されていた方で、その配偶者が退職したとき	第3号→第1号	役場町民課窓口
パートなどで収入が増えて、配偶者の扶養からはずれるようになったとき		

マイナンバーカード申請サポートを実施

マイナンバーカードの申請サポートを実施しますので、ぜひこの機会に申請してみませんか。

○開設日

- ・平日開設(祝日を除く月曜日～金曜日) 8時45分～17時30分(受け付け17時まで)
- ・夜間開設 3月8日(木)17時30分～20時30分(受け付け20時まで)
- ・休日開設 3月12日(日)9時30分～15時30分(受け付け15時まで)

○ところ 町民課窓口

※顔写真を撮影しますので、ご本人がお越しください。

○マイナンバーカードの取得方法

オンライン申請用QR付きマイナンバーカード交付申請書を使ってスマートフォンまたはパソコン、証明用写真機、郵送のいずれかの方法により簡単に申請することができます。

また、携帯ショップでも申請することができます。

申請方法が分からない方には無料で顔写真を撮影するなどのマイナンバーカードの申請サポートをしますので、希望される方は上記の日程で町民課窓口までお越しください。

○マイナポイントの申し込みがお済みでない方

令和5年2月末までにマイナンバーカードを申請した方は、マイナポイントを受け取ることができます。

※すでにカードを取得していてポイントを受け取っていない方も対象です。

マイナポイントを受け取るには、マイナンバーカードを使って、マイナポイントの申し込みを行う必要があります。

お手持ちのスマートフォンやパソコンから申し込みできますが、町民課窓口でもマイナポイントの申し込みを受け付けています。

マイナンバーカード、数字4桁の暗証番号、ポイント受け取りに使用するキャッシュレス決済サービスのカードなどをお持ちください。公金受取口座の登録をされる方は本人名義の預貯金口座もお持ちください。

■問合せ

- ・マイナンバー総合フリーダイヤル (☎ 0120-95-0178)
- ※音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。(マイナンバーカード:1番、マイナポイント:5番、公金受取口座登録:6番)
- ・町民課戸籍年金係 (☎ 47-2203 役場1階 窓口1番)



出産・子育て応援支援事業のお知らせ

国の出産・子育て応援交付金を活用し、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てをできるように、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊婦・子育て世帯に対し、出産育児関連用品の購入費などの負担軽減を図る出産・子育て応援ギフトを支給します。

対象の方には、順次個別に申請の案内をお知らせします。

○出産応援ギフト

- ・令和4年4月1日以降に母子健康手帳の交付を受けた妊婦
- ・妊婦1人につき現金5万円

○子育て応援ギフト

- ・令和4年4月1日以降に出生した子どもの養育者
- ・新生児1人につき現金5万円

■問合せ 福祉保健課健康増進係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)